

第2期播磨町スポーツ推進計画策定支援業務

委 託 実 施 要 領

1. 業務内容

(1) 業務件名

第2期播磨町スポーツ推進計画策定支援業務

(2) 業務目的

平成25年4月に策定した「播磨町スポーツ推進計画」は、国の「スポーツ推進計画」や「兵庫県スポーツ推進計画」に基づき、本町のスポーツ施策を推進するための基本となる計画として策定している。

この「播磨町スポーツ推進計画」は、10年計画であり令和4年度が終了年度にあたることから令和4年度中に新たな10年計画として「第2期播磨町スポーツ推進計画」を策定するものである。

については、今回の計画策定に係る調査及びデータ分析については、その精度の高さにより効果的な事業抽出が可能になってくることから、データ処理の正確性はもちろん、データ精査や評価手法等で事業効果が分かれることから、播磨町プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第3条第1号の規定に基づく「公募型プロポーザル方式」を採用する。

(3) 業務内容

1. スポーツ推進に関する住民意識調査及び分析の実施
2. 播磨町スポーツ推進計画（中間見直し）の分析及び第2期播磨町スポーツ推進計画策定支援業務
3. 計画説明並びに承認に必要な資料提供
4. その他業務に関する事項と播磨町が認めるもの
詳細は別紙仕様書に記載する。

(4) 業務期間

業務締結日の翌日から令和5年3月27日

2. 業務概算額

下記の金額を上限とします。

3,378千円（消費税及び地方消費税額を除く）

3. 実施形式

企画提案型の「公募型プロポーザル方式」とする。

4. 参加資格要件

- (1) プロポーザル方式により契約しようとする業務（以下「当該業務」という。）において、播磨町入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 播磨町指名停止基準（平成 21 年告示第 7 号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 第 1 号における入札参加資格者登録申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は当該業務への参加表明の前 6 か月以内に手形、小切手の不渡りを出した者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立を行っている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続開始の申立てを行っている者でないこと。
- (8) 町契約からの暴力団排除に関する要綱（平成 24 年要綱第 45 号）に規定する暴力団等に該当しないこと。

5. 応募書類の作成

(1) 募集方法

町ホームページ掲載による公募

(2) 申込方法

- (A) 提出する書類の規格は、A 4 版縦長（A 3 版は横折込）サイズとし、下記の【提出書類】①から⑦の順で編纂したものを 1 つにまとめ提出すること。
- (B) 企画提案書は、1 社 1 案とし、PR したいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、まとめること。
- (C) 現計画の内容を踏まえ、別紙仕様書の内容を加味しながら作成すること。

【提出書類】

- ① 参加表明書（様式第 1 号）
- ② 会社概要（様式任意）以下の項目は必ず記載すること
・会社名 ・本社所在地 ・技術者数 ・業務内容
- ③ 過去の業務実績（様式第 2 号）

- ④ 本業務の推進体制（様式第3号）
- ⑤ 企画提案書（様式任意）
- ⑥ 見積書及び内訳書（様式任意）
- ⑦ 個人情報保護に関する認定・認証に関する証明書

6. 応募書類の提出期限等

- (1) 提出期限 令和4年4月28日（木）17時必着
- (2) 提出部数 9部（ただし、正本1部、副本8部）
※契約権限受任者印の押印については、正本1部に押印し、副本8部は複写でよい。
- (3) 提出方法
持参（土日祝及び時間外は受け付けない。）または郵送とする。なお、郵送の場合、封筒書面に業務名を朱書きするものとし、必ず期限までに必着のこと。

7. 質疑・回答

- (1) 提出方法
質疑票に必要事項と質疑事項を記載し、メールまたは郵送にて提出期限までに提出すること。
表題は下記のとおりとし、メールの件名もしくは郵送の場合は、封筒に朱書きし、担当まで到着確認の電話連絡を入れること。
表題「第2期播磨町スポーツ推進計画策定支援業務質疑」
- (2) 期限
令和4年4月11日（月）17時必着
- (3) 提出先
播磨町教育委員会 生涯学習グループ
- (4) 回答方法等
下記の日程で播磨町のホームページに掲出する。
令和4年4月18日（月）

8. 優先交渉権者決定方法

優先交渉権者選定の手続きまでの流れ

播磨町職員で構成した審査委員会によって、下記の審査を経て、優先交渉権者を選定

第1審査（企画提案書の書類選考）→上位3社を選定

第2審査（プレゼンテーション並びに質疑）→優先交渉権者 決定

9. 審査方法

当町職員で構成された審査委員会で審査され、決定する。

(1) 書類選考（1次審査）

提出書類（企画提案書等）の内容により上位3社以内を選考する。

日 時：5月上旬

(2) プレゼンテーション選考（2次審査）

プレゼンテーションの内容により、優先交渉権者を決定する。

日 時：5月中旬予定

※日時・場所等の詳細については別途連絡する。

- ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること
- ・配置予定の管理技術者又は主たる担当者を同席させること
- ・持ち時間は30分（内、質疑応答10分程度）とする。
- ・必要となる機器は提案者が持参すること。

10. 審査の方法と審査項目

播磨町職員で構成した審査委員会により下記により採点し、集計したものを得点とする。

1次選考は下記の1から4までの合計得点の上位3社以内とし、2次選考はそれに5を加えた総合得点が最上位の者を委託業者とする。

なお、参加者が1社の場合については、見積額に対する評価点（配点30点）を除く、120点のうち6割に満たない場合は失格とする。

(1) 審査項目 全体に占める割合

評価項目	評価割合	審査	
1. 業務の実績	10/150	一次 審査	二次 審査
2. 業務の実施体制	20/150		
3. 見積額	30/150		
4. 企画提案書に対する評価	25/150		
5. プレゼンテーション	40/150		

(2) プレゼンテーションの評価項目

1. スポーツ推進計画に対する認識度、理解度
2. 業務従事者の能力、分析力、問題解決能力など
3. 提案の妥当性、実現性、提案内容の独創性など

1.1 審査結果の通知

- (1) 1次選考・2次選考ともに文書で通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1.2. その他

- (1) 各手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 必要経費の負担
提案書等の作成並びに提出、審査等にかかる費用は、全て提案者の負担とし、提案書類等の返却はしない。
- (3) 契約に係る契約保証金等は、播磨町財務規則の規定に基づく。

1.3. 問合せ先

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号
播磨町教育委員会 生涯学習グループ 生涯学習チーム
担当 宮永、高砂

電話：079-435-0565（直通）

FAX：079-437-4193（直通）

Mail：sgaku@town.harima.lg.jp